

目的

- 魅力的かつ快適な「集約型都市」を目指す地域等において、景観計画を策定・改定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに、景観計画区域内の重点的な規制（届出対象行為・景観形成基準）が定められている地区（以下、重点地区）においては、景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を実施し、質の高い景観形成を後押しする。
- これにより、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、質の高い景観まちづくりを推進することで、地域住民にとっての快適性や、内外からの観光客の訪問先としての魅力を向上し、地域活性化や観光立国の実現等を図る。

支援内容

【対象事業】

- (1) 景観計画の策定・改定に要する経費*
- (2) 景観計画の策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費*
- (3) 重点地区内の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

※計画改定は重点地区の新規指定もしくは追加を伴うものに限る。

【補助率】

上記(1)、(2)	事業主体がa.かつb.に該当する場合	1 / 2
	事業主体がa.に該当する場合	1 / 3
上記(3)	事業主体がa.に該当する場合	1 / 3

【事業主体】

- a. 景観に関連のある計画等を定めている市区町村
- b. 立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村

※景観に関連のある計画等

- ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区・重要文化的景観
- ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画
- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地
- ・都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域
- ・景観法に基づく景観計画



景観規制により既存不適格となった建築物の色彩変更や工作物の是正措置（イメージ）